

京都市告示第423号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和3年11月17日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
岡見 道江	しが鍼灸マッサージ治療院 京都院	山科区柳辻草海道町 36-11 パデシオン山科柳辻201号	令和3年10月19 日
大家 光司	つち川鍼灸整骨院 大手筋 院	伏見区平野町53-1	令和3年10月1 日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)